

議第58号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年三島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

別記様式中「氏 名[㊟]」を「氏名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月7日提出

三島市長 豊岡 武士